

別紙 管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」回答

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書については、地方税法附則第7条の第3項1号及び第10項第1号の規定に基づき、当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載することとされている。

ご提案の内容については、ご指摘のとおり対応することも含め、令和4年度税制改正において議論の上、検討してまいりたい。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）について、保険者から認定を受けた被保険者は、保険医療機関等の窓口において被保険者証とあわせて当該証を提示することで、認定を受けていることの確認を受けることができる。当該証を提示した者が、当該被保険者であることの確認ができるよう、被保険者証と同様の記載事項を設けているところである。

その上で、当該証を含む各種の証の性別表記については、「被保険者証の性別表記について」（平成24年9月21日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課事務連絡）及び「被保険者証の性別表記について」（平成24年12月6日付け厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡）において「やむを得ない理由があると保険者が判断した場合は、裏面を含む証全体として、戸籍上の性別が保険医療機関等で容易に確認できるよう配慮すれば、保険者の判断によって性別の表記方法を工夫しても差し支えない」旨などお示ししており、各保険者の判断で適切に運用していただくこととしている。

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

令和3年7月にとりまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催））において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたところである。これを踏まえ、省令・通知改正等の必要な作業を進める予定である。

【年金手帳再交付申請書】

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)により国民年金法(昭和34年法律第141号)が改正され、令和4年4月1日に国民年金手帳に関する規定が廃止されることに伴い、同日以降は、国民年金手帳に代えて、基礎年金番号が確認できる書類として基礎年金番号通知書を作成及び交付することとしており、当該通知書の再交付申請においては「性別」の記載は要しないこととする。

【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

新農業者年金の老齢年金は、自ら積み立てた保険料とその運用収入により年金額が決まる積立方式の年金制度である。

被保険者が自ら積み立てた保険料を適切に年金として受給権者へ還元しつつ、将来にわたって、年金財政の均衡を保つため、老齢年金の額は、裁定時(原則65歳)に、①納付された保険料とその運用収入の総額(年金原資)を、②年金現価率(予定利率と年金受給権者の生存・死亡の状況を見込むための予定死亡率から算定)で除して算定することとしている。

年金現価率は、平均余命の違いにより男女で異なる予定死亡率を勘案して男女別々に算定しているところであり、積み立てられた保険料を適切に還元等できる年金額を算定するために、裁定請求書へ男女を明記いただく必要がある。

なお、旧農業者年金の老齢年金は、新農業者年金とは異なり賦課方式を採用していた制度であり、制度上、男女による差がないことから、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

【借地権申告書、権利変動届出書】

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案も踏まえ、今後、対応の検討を進めてまいりたい。

＜補足資料＞

管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」（明石市）

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書及び市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書は、氏名や住所、生年月日の記載を求めており、加えて、申告特例申請書は個人番号も記載するため、個人の特定は容易であることから、性別記載欄は不要と考える。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

医療や介護においては、性別に由来する特有の疾患や診療行為等があることから、被保険者の性別を確認するため被保険者証に性別を記載する代わりに、通知のとおり表記方法を工夫することは有効な手段と理解している。

このたび見直しを提案する国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）等は、性別が記載されている被保険者証に添えて医療機関等の窓口に提出する書類であり、性別確認は被保険者証で可能である。また、認定証等を提示した者が当該被保険者であることは、認定証等に記載されている被保険者番号や氏名、生年月日等によって確認できるため、認定証等に性別記載欄は不要と考える。

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書及び小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書については、令和3年7月に関係審議会において取りまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」のとおり、早期実現に向けた着実な取組をお願いしたい。

【年金手帳再交付申請書】

年金手帳再交付申請書については、ご回答のとおり着実な取組をお願いしたい。

【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書については、申請書に記載する氏名や住所、生年月日によって本人確認が可能と考えるため、ご回答のとおり、令和4年度からの廃止に向けて着実な対応をお願いしたい。

【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

旧農業者年金の老齢年金においては、業務上性別を把握する必要がなく、また、農業者年金農業者老齢年金裁定請求書に記載する農業者年金被保険者証の記号番号や氏名、住所、生年月日によって本人確認が可能であることから、裁定請求書に性別記載欄は不要と考える。

新農業者年金の老齢年金算定請求は、基金は、加入時に提出する農業年金通常加入申込書兼通常加入への変更申出書等から性別を把握しており、算定時に性別によって異なる予定死亡率を勘案するためにはその保有データから性別を確認できるため、裁定請求書に性別記載欄は不要と考える。

【借地権申告書、権利変動届出書】

借地権申告書や権利変動届出書について、土地区画整理法第74条に基づき、施行者等は登記所や官公署長に対し、無償で必要な簿書の閲覧や謄写、その謄本等の交付を求めることができる。実務上も、申請や届出内容の確認のために住民票の写しの交付を受けていることから、選挙人名簿の作成は可能であり、申告書等に性別記載欄は不要と考える。

別紙 管理番号 99「届出様式等における性別記載欄の削除」二次回答

【市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請書、市町村民税道府県民税寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書】

ふるさと納税に係る申告特例関連の2様式については、性別欄の削除について、令和4年度税制改正において対応することを検討している。

【国民健康保険特定疾病療養受療証、国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証、介護保険負担限度額認定証、介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）、介護保険負担限度額認定申請書、介護保険負担限度額認定証再交付申請書】

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）において、国民健康保険特定疾病療養受療証及び国民健康保険限度額適用（・標準負担額減額）認定証（以下「受療証等」という。）は保険医療機関等の窓口において被保険者証に添えて提出しなければならないこととされており、被保険者の性別については、被保険者証の記載内容をもって確認することができる。

また、受療証等を提示した者が国民健康保険の被保険者であることの確認は、性別欄以外の受療証等の被保険者記号・番号、氏名、生年月日を被保険者証と照合することで可能である。

以上を踏まえ、受療証等の性別欄については削除することとし、省令改正等の必要な作業を進めて参りたい。（介護保険関係の認定証等についても同様。）

【小児慢性特定疾病医療受給者証再交付申請書、小児慢性特定疾病医療費支給認定変更申請書】

令和3年7月にとりまとめられた「難病・小慢対策の見直しに関する意見書」（厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会・社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会（合同開催））において、「医療費助成の申請書類等への「性別」の記載については、廃止する」ことが適当であるとされたところである。これを踏まえ、省令・通知改正等の必要な作業を進める予定である。

【年金手帳再交付申請書】

令和3年6月30日に国民年金法施行規則を改正し、令和4年4月1日以降の基礎年金番号通知書に係る再交付申請においては「性別」の記載を要しないことといたしました（令和4年4月1日施行）。

【経営所得安定対策等交付金交付申請書】

経営所得安定対策等交付金交付申請書においては、電話による本人確認の機会もあり、その際の申請者の本人確認事項の一つとして性別記載欄を活用しているところであるが、令和4年度から性別記載欄は削除する。

【農業者年金農業者老齢年金裁定請求書、新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書】

〈旧農業者年金〉

新農業者年金は、男女の平均余命に応じて年金給付を行っているところであるが、その平均余命は、厚生労働省が策定する完全生命表を旧農業者年金を含む農業者年金の受給権者（男女別）の死亡年齢データにより補正して農業者の平均余命を策定しているところであり、旧農業者年金における裁定請求書の性別記載欄は必要である。

なお、第1次回答のとおり、性的マイノリティの方の人権に配慮する観点から、性別欄において男女の選択肢をなくすなどを検討してまいりたい。

〈新農業者年金〉

新農業者年金において、加入申込み後に性別の取扱いの変更に係る家庭裁判所への審判の申し立てによって、戸籍上の性別が変更される場合も想定され、裁定請求時の性別を確認する必要があるため、裁定請求書の性別記載欄は必要である。

【借地権申告書、権利変動届出書】

土地区画整理法施行規則に基づく借地権申告書及び権利変動届出書においては、土地区画整理審議会の委員の選挙人名簿の作成にあたり、借地権者の性別を把握する趣旨から性別欄を設けているところであるが、ご提案を踏まえ、借地権申告書及び権利変動届出書から性別記載欄は削除する方向で検討してまいりたい。

別紙 管理番号 212「地籍調査における既存公図と現地の乖離に係る修正方針の統一・明確化」二次回答

公図は、種類や地域等によってその精度が異なるものであり、また、一つの公図の区域内においても、土地によって現地の状況を比較的正確に表している場合とそうでない場合があるなど、公図がどの程度筆界を正確に表示しているかについての事情が様々である。そのため、地籍調査に際し、公図に示された内容をどの程度筆界の調査の考慮要素とするかは、その事案ごとに個別的に判断する必要があり、資料としての公図の取扱いについて、一律の基準を定めた運用を行うことは不可能であり、逆に一律の基準を示すことにより誤った筆界の調査につながる可能性があり適当でない。

一方で、成果認証後に大幅な修正を行うことが事務負担につながるという点等については、当省としても必要な対応を行いたいと考えている。

具体的には、次の4点について、法務局・地方法務局に事務連絡等で周知する方向で検討するとともに、表示登記を担当する登記官による各種の研修や会同等の席上で、これらの考え方を説明することにより、各登記所にその内容を十分周知させることとしたい。

- ①成果認証後の段階での助言が地方公共団体の負担になり得る点に留意するとともに、普段から地方公共団体との連携を密にし、地方公共団体に早い段階からの相談を促すとともに、助言を求められた際には、速やかに助言を実施すること
- ②法律上、登記官の助言は技術的な性質のものであり、指示・命令といった位置付けのものではないこと。ただし、成果物に問題点が多数見られる場合には、不動産登記規則第10条第5項の規定に従い、不動産登記法第14条第1項に基づく地図ではなく同条第4項に基づく精度の低い地図として登録することになる可能性があり、その旨の認識を十分に共有すること。
- ③上述のとおり一律の基準を示すことは困難であるが、助言に当たっての基本的な考え方（地籍調査においては飽くまでも現地の筆界を調査することが必要であり、同調査に際しては公図に示された土地の形状のみにこだわるのではなく、既提出の地積測量図等各種資料を踏まえて判断する必要がある旨等）を登記官が共有できるようにすること
- ④前提条件等に変更がない場合に、登記官が一旦示した見解を、合理的な根拠なく変更することがないよう助言等の対応の一貫性に十分留意すること

なお、当省でも全国に50ある全ての法務局・地方法務局から、地籍調査を行う市町村とのやり取りに係る実情を聴取した結果、送付された地籍調査の成果に、次のような事案が散見されることが判明した。

- ①既提出の地積測量図と相違するもの
- ②公図と大幅に相違するもの
- ③従前にされた筆界特定の結果と相違するもの
- ④コンピューターによる取扱いに適合しない登記簿に係る物件についての調査がされてい

ないもの

⑤合併制限を看過したまま調査が終了しているもの

この点、地籍調査を行う地方公共団体に対しては、関係する図面や登記記録について十分に調査することはもちろん、上記②のような事案については、調査の完了を待つことなく早い段階（一筆地調査時等）で管轄登記所に相談することをお願いしたい。また、⑤のような事案を含め、成果の中に登記することのできない事案が含まれる案件については、引き続き登記所からその点に係る助言を行う必要があることは御理解いただきたい。さらに、昨年、国土調査法の改正と併せて不動産登記法が改正され、一定の要件の下、地籍調査を行う地方公共団体による筆界特定の申請が可能となった。公図と現地とが大幅に相違し、土地所有者間の筆界に関する認識が相違するなど、困難な事案について筆界特定制度を活用することにより、法務局が筆界を調査した結果を地籍図に反映させることが可能となったことから、同制度の活用も併せて検討願いたい。